

富山県耐震改修促進計画（R8.3改定版）の概要

計画の位置付け

第1章 計画の目的と位置付け

- 1 計画の目的
県民の生命や財産を保護するため、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的として、耐震改修促進法に基づき、耐震化の目標と施策等を定める。
- 2 計画の位置付け
・耐震改修促進法に基づく計画
・富山県総合計画、富山県地域防災計画、県住生活基本計画との整合
- 3 計画期間 令和8年度から令和17年度

- 4 計画改定の背景
・前計画の計画期間の終了
・国の基本方針の改定
・令和6年能登半島地震による住宅等の被害
- 5 想定される地震の規模・被害の状況
本県で想定される地震は全て活断層による地震
(例) 呉羽山断層帯地震の被害予測
・死傷者 約2万5千人
・全半壊等建築物 約36万棟

施策の推進

第3章 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震化の取り組み基本方針

住宅・建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠
県及び市町村は、関係団体と連携し、所有者等の取り組みを支援する観点から必要な環境の整備や施策等を検討し、耐震化が促進されるよう努力

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

- (1) 住宅の耐震化支援
・木造住宅耐震診断・耐震改修支援事業の推進
・診断実施者へのフォローアップの充実とニーズ把握
- (2) 建築物の耐震化支援
・要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援
・多数の者が利用する建築物の耐震化支援
- (3) 耐震改修促進税制・融資制度の周知

3 大地震に備えた事前対策の推進

- (1) 地震時の総合的な安全対策
- (2) 被災建築物応急危険度判定等の体制の整備
- (3) 応急仮設住宅の供給体制整備
- (4) 倒壊等により周囲に危害を及ぼす恐れのある空き家への対策
- (5) がけ地近接等危険住宅移転事業の実施
- (6) 土砂災害対策改修に関する事業

4 耐震改修促進法に基づく耐震化促進策の周知等

- (1) 要緊急安全確認大規模建築物
- (2) 防災拠点施設
- (3) 避難路沿道建築物
- (4) 各種認定制度等による耐震化の促進

第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

- 1 相談体制の充実
- 2 リーフレット等の作成・配布及び講習会等の開催
- 3 地震防災マップ等を活用した啓発活動
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の推進
- 5 防災査察・定期報告を活用した啓発活動
- 6 防災士会等との連携
- 7 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取り組み

第5章 建築基準法、所管行政庁との連携

- 1 耐震改修促進法による指導等の実施
(1) 全ての住宅・建築物への対応
(2) 耐震診断の実施を義務付けられた建築物への対応
(3) 公表などの対応
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施
- 3 所管行政庁等との連携

第6章 その他建築物の耐震診断・耐震改修の促進に必要な事項

- 1 市町村が定める耐震改修促進計画
- 2 建築関係団体、各市町村等との連携

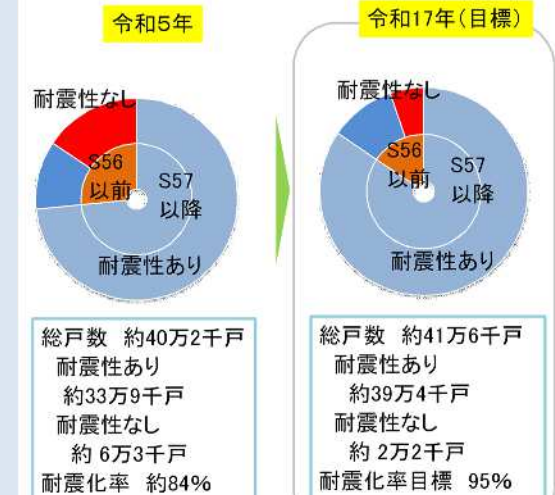
目標の設定

第2章 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 住宅の耐震化率の目標

72% (H25)
→80% (H30)
→84% (R05)
→90% (R12:中間目標)
→95% (R17:目標)

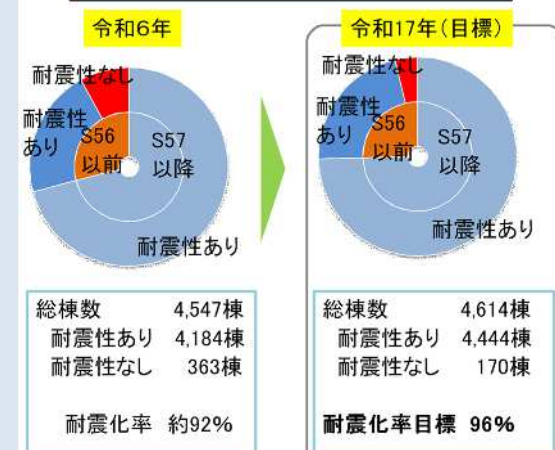
富山県の住宅の耐震化の目標



2 多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標

82% (H26)
→90% (R元)
→92% (R6)
→96% (R17:目標)

多数の者が利用する建築物の耐震化の目標



3 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の目標

72% (R7)
→90% (R17:目標)

要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の目標

